

消費者庁 平成 26 年度予算概算要求について

平成 25 年 8 月
消費者庁

1. 概要

○安倍内閣が「三本の矢」（いわゆるアベノミクス）を強力に推進する中、これまでの成果を活かし、成長戦略「日本再興戦略」が目指す「消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環」を実現し、国民生活・消費生活の向上や持続的成長に着実につなげるためには、健全で活気と厚みのある消費市場の構築が不可欠。

○このため、消費者の不安を払拭し、消費者の安心・安全を確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進する。

○具体的には、重点事項として、以下の取組を進めるための予算要求を行う。

（1）「物価・消費市場関連対策」の推進

- ①「物価関連対策」の推進
 - ◆ 物価モニター体制の強化、公共料金改定の際の料金の適正性の確保
 - ◆ 消費生活相談員の一層の質向上と養成・確保
- ②「消費市場関連対策」の推進
 - ◆ 消費者と事業者との協働支援
 - ◆ リスクコミュニケーション、風評被害対策など

（2）「消費者安心・安全確保対策」の推進

- ①「消費者被害防止対策」の積極展開
 - ◆ 消費者教育の充実
 - ◆ トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、被害経験者等）を守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等
- ②「消費者被害回復」のための取組
 - ◆ 「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実
 - ◆ 地域における身近な消費生活相談体制の強化
- ③ 消費者の生命・身体・財産の安心・安全確保
 - ◆ 食品表示の充実
 - ◆ リコール情報の周知強化による事故再発防止
 - ◆ 悪質商法への厳正な取締りと消費者取引の適正化

○概算要求額（詳細は別紙）は、

- ・一般会計と東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）の合計で、
107.6億円（平成25年度予算（92.5億円）比16%増）、
- ・一般会計のみで100.1億円（平成25年度予算（85.0億円）比18%増）。

2. 重点事項のポイント

注：（ ）内は平成 25 年度予算額
一部再掲の表記は省略

(1) 「物価・消費市場関連対策」の推進

- ◇ 経済金融情勢を踏まえつつ、生活関連物資等に係る物価動向を注視する体制を強化する。また、公共料金改定や消費者相談の充実に向けて適切な対応を確保する（総務省家計調査によれば、消費の 5 割程度は生活必需品）。
- ◇ 成長戦略を踏まえ、市場における消費者と事業者の協働・連携の支援や、リスクコミュニケーション、風評被害対策等により、消費者の多様な好みやニーズを反映した市場の創出、消費市場の拡大・活性化を目指す。

① 「物価関連対策」の推進

○ 「物価モニター体制」の強化・公共料金改定の際の料金の適正性の確保

地方消費者行政活性化交付金 10 億円の内数(5 億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 67 百万円(45 百万円)

消費者に身近な商品・サービスの価格の一部に値上げの動きが見られることを踏まえ、生活関連物資の価格動向について定期的に調査を行うとともに、消費者への情報提供を行うため、「物価モニター調査」を拡充する。また、地方の物価対策の取組を支援する。さらに、公共料金改定の際の料金の適正性を確保するため、公共料金の内外価格差や料金決定プロセスにおける消費者の関与等について調査を行う。

○ 消費生活相談員の一層の質向上と養成・確保

地方消費者行政活性化交付金 10 億円の内数(5 億円の内数)(再掲)

物価上昇に伴う生活関連物資等の値上げ、便乗値上げ等に関する消費者からの相談にも的確に応じられるよう、研修等を通じて、消費生活相談員の一層の質の向上(レベルアップ)と養成・確保に取り組む。

○ 消費税転嫁対策特措法の普及啓発、執行等

63 百万円(新規)

いわゆる「消費税転嫁対策特措法」(平成 25 年法律第 41 号)第 8 条は消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止しているところ、事業者団体が行う講習会への講師派遣等を通じて違反行為の未然防止を図るとともに、違反行為を行っている事業者に対しては勧告を行うなど厳正に対処する。

② 「消費市場関連対策」の推進

○ 消費者と事業者との協働支援

地方消費者行政活性化交付金 10 億円の内数(5 億円の内数)(再掲)

地方消費者行政活性化交付金以外 8 百万円(4 百万円)

国民生活・消費生活の向上や持続的成長に着実につなげるため、商品企画・開発段階における消費者と事業者のより一層の協働支援、食品ロスの削減等といった消費者と事業者との協働支援を推進する。

○リスクコミュニケーション、風評被害対策など

地方消費者行政活性化交付金 17.3億円の内数(12.3億円の内数)
(東日本大震災復興特別会計(復興庁に一括計上)分を含む。)

地方消費者行政活性化交付金以外 1.0億円(1.0億円)
(東日本大震災復興特別会計(復興庁に一括計上)分を含む。)

東日本大震災の被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)における消費サイドの放射性物質検査体制を引き続き充実させるとともに、専門家(コミュニケーター)の育成等を通じた食品と放射能等に関するリスクコミュニケーションの全国展開などを通じて、風評被害の払拭を図る。また、環境などに配慮した消費生活の実践に向けた消費者への普及啓発を推進する。

(2)「消費者安心・安全確保対策」の推進

- ◇ GDPの6割を占める消費の拡大は、経済成長に必要不可欠。一方で、多様な取引形態の出現や新たな食品・製品の増加の下で、消費者の生命・身体や財産が脅かされるという不安が増大。
- ◇ このため、積極的な消費者被害防止対策の展開や、消費者被害回復のための取組などを通じて、消費者の生命・身体・財産の安心・安全確保に取り組む。

①「消費者被害防止対策」の積極展開

○消費者教育の充実

地方消費者行政活性化交付金 10億円の内数(5億円の内数)(再掲)
地方消費者行政活性化交付金以外 60百万円(59百万円)

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、領域・段階ごとに目標が設定され、多様な担い手が参加できるような、体系的な消費者教育を推進する。また、地域の消費生活センターを消費者教育・人材育成の拠点とするよう、必要な指針の作成等を行う。

○トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者、被害経験者等)を守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等

地方消費者行政活性化交付金 10億円の内数(5億円の内数)(再掲)
地方消費者行政活性化交付金以外 16百万円(31百万円)

被害に遭うリスクの高い消費者を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、そうした消費者のリストや電話録音装置等を活用しつつ、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図る。

②「消費者被害回復」のための取組

○「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実

31百万円（31百万円）

国会提出中の「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」について、成立後の円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組む。

○地域における身近な消費生活相談体制の強化

地方消費者行政活性化交付金 10億円の内数（5億円の内数）（再掲）

消費生活センター等の新設等による消費者に身近な消費生活相談体制の下支えや、消費者問題解決力の高い地域社会作りを推進するため、自治体の更なる積極的な取組を支援する。

③生命・身体・財産の安心・安全確保

○食品表示の充実

155百万円（62百万円）

「食品表示法」（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準について、義務化する栄養表示の具体的なルール策定のための検討を行うとともに、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備に向けた所要の調査等を行う。

○リコール情報の周知強化による事故再発防止

29百万円（新規）

リコール品による重大製品事故等による事故を減らすため、リコール情報サイト等を通じて、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やすための取組を強化する。

○悪質商法への厳正な取締りと消費者取引の適正化

245百万円（239百万円）

事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まるため、「特定商取引に関する法律」（昭和51年法律第57号）の厳正な執行を行うとともに、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者や被害経験者）の二次被害防止のために、執行機関の有するリストを活用する。

平成26年度消費者庁予算(案) (内訳)

別紙

(単位：百万円)

項目別	25年度 予算額	26年度 要求額	比較 増減額
【消費者庁政策費】			
○消費者行政の企画立案	91	157	66
○越境消費者トラブルへの対応	59	75	16
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	54	62	8
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	59	59	0
○公益通報者保護の推進	19	24	5
○個人情報保護の推進	26	26	0
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	59	60	1
○物価対策の推進	45	67	22
○地方消費者政策の推進 (地方消費者行政活性化交付金以外)	144	150	6
○国と地方の連携による先駆的プログラム等 (地方消費者行政活性化交付金)	500	1000	500
○消費者安全に関する啓発の推進	7	34	27
○消費者の安全確保のための施策の推進	96	122	26
○消費者事故調査等の推進	133	118	△15
○消費者取引対策の推進	239	245	6
○消費者表示対策の推進	96	177	81
○食品表示対策の推進	153	212	59
【復興特別会計】			
○食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	19	19	0
○被災4県の消費者行政への支援 (地方消費者行政活性化交付金)	729	729	0
【その他】			
○国民生活センター運営費交付金	2,687	2,986	299
○消費者庁人件費	2,297	2,662	365
○消費者庁一般行政経費	1,684	1,772	88

消費者庁合計額				
(※復興庁一括計上分を含む)	義務的経費	2,802	3,216	414
	裁量的経費	5,701	6,792	1,091
	東日本大震災復興特別会計	749	749	0
	合計 (一般会計+復興特別会計)	9,252	10,757	1,505
	(うち一般会計)	8,503	10,008	1,505

消費者庁 平成 26 年度機構・定員要求について

平成 25 年 8 月
消費者庁

1. 概要

- 成長戦略「日本再興戦略」が目指す「消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環」の実現には、健全で活気と厚みのある消費市場の構築が不可欠であるため、消費者の不安を払拭し、消費者の安心・安全を確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進する。
- このため、消費者庁の体制整備を図るべく、以下の機構・定員要求を行う。
現在 289 名の消費者庁の定員に対し、新規増員 28 名を要求。
(今年度末で再見直しとされている定員の見直し解除 2 名を合わせると 30 名)

2. 機構・定員要求のポイント

<機構要求事項>

(政令事項)

- ・審議官（食品担当） 1

※なお、物価・消費市場関連対策を推進する体制を強化するため「物価・消費市場課」を創設するとともに、消費者教育及び地方協力に係る政策の連携を強化するため「消費者教育・地方協力課」を創設。

(これに伴い、「消費生活情報課」及び「地方協力課」を廃止する。)

(府令事項)

- ・消費者教育・地方協力課企画官（消費者教育担当） 1
- ・消費者安全課企画官（消費者安全担当） 1

<定員要求事項 計 28 名>

- ・新規増員 28 名
 - ※併せて、時限見直し解除要求 2 名
 - ※その他、定員合理化により 2 名減

(主な内容)

- 「物価・消費市場関連対策」の推進 10 名
- 「消費者被害防止対策」・「消費者被害回復」のための取組 9 名
- 生命・身体・財産の安心・安全確保 9 名